

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号

（日中連絡が取れる番号を記入してください。）

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

建築物耐震化促進事業助成金交付申請書

世田谷区建築物耐震化促進事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成対象費用 円 （消費税額 含む 含まない）
- 2 総事業費 円 （消費税額 含む 含まない）
- 3 消費税仕入税額控除 する しない
- 4 受付番号
- 5 建築物耐震化促進事業の概要

助成対象事業の区分	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 補強設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 除却			
建築物の名称				
所在地	(地番) 世田谷区		丁目	番地
	(地番) 世田谷区		丁目	番 号
建築確認年月日	昭和 年 月 日 第 号			
検査済証	有・無	昭和 年 月 日 第 号		
用途			構造	
階数 ・住戸数	地上	階地下	階	延べ面積 m ²
	住戸数:		戸	高さ m
助成対象事業の実施予定事業者				
助成対象事業の実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日			
耐震診断の方法				
個人情報の取り扱い における同意	助成金の交付に係る審査に当たり、区が保有する私の <input type="checkbox"/> 住民登録情報 <input type="checkbox"/> 建築物の概要 を区が確認することに同意します。 (生年月日) 年 月 日 (氏名) 印			
備考				

世田谷区では、世田谷区暴力団排除活動推進条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保等に努めております。そのため、暴力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、補助金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消し、また、関係機関からの意見聴取を行うことがあります。

【共通】

- 案内図 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類
- 確認通知書及び検査済証又は台帳記載証明書（ただし分譲マンション以外の用途で、区に情報が保管されており、かつ、個人情報の取り扱いにおける同意に署名された場合は除く）
- 代表者承諾書（共有者がいる場合。分譲マンションの場合は、理事長決定時の総会議事録等）
- 助成対象事業の実施承諾書（共有者がいる場合。分譲マンションの場合は、助成対象事業決定時の総会議事録等）
- 管理組合の規約（管理組合がある場合）
- 申請者（代表者）の本人確認のできるもの又は法人全部事項証明書（法人の場合） ※ただし区に情報が保管されており、かつ、個人情報の取り扱いにおける同意に署名された場合は除く
- 前年度の住民税納税証明書（未納がないもの。分譲マンションの場合は、理事長のもの。法人の場合は法人都道府県民税証明書）
※ただし、申請者本人が世田谷区に住民票を有し、納税情報の照会に同意する場合は、下記同意欄に記載したうえで、納税証明書の提出を不要とする。

納税情報の照会に関する同意欄	助成金の交付に係る審査にあたり、住民税に関する私の納税情報について、区が照会することに同意します。 （生年月日）西暦/和暦 年 月 日（氏名）	
納税課処理欄		上記のものに関する滞納状況（丸で回答） 滞納 あり ・ なし

- 一般緊急輸送道路又は沿道耐震化道路に接する沿道建築物であることが確認できる書類（該当する場合のみ）
- その他（委任状、配置図、平面図、立面図、断面図、求積図等）
- 消費税仕入税額控除確認書（第1号の2様式）（助成対象費用に消費税を含めている場合）
- 出来高予定表（助成対象事業が複数年度にまたがる場合）

【耐震診断の場合】

- 耐震診断に要する費用の見積書 建築士免許証
- 耐震診断工程表（概要）
 〈特定緊急輸送道路（東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「東京都耐震化推進条例」という。）第7条第1項）沿道建築物の場合〉
 - 助成対象事業の実施予定事業者が東京都耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面
 - 助成対象事業の実施予定事業者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者であることを証する書面

【補強設計の場合】

- 耐震診断報告書（概要版）及び耐震診断に係る評定書
- 補強設計に要する費用の見積書 建築士免許証
- 補強設計工程表（概要）
- 対象建築物が建築基準法関係規定に適合していることが確認できる書類、又は不適合内容が確認できる書類
- 対象建築物が建築基準法関係規定に適合していない部分がある場合は、不適合内容を是正する意思があることがわかる書類（例 総会議事録、誓約書等）

【耐震改修の場合】

- 耐震診断報告書（概要版）及び耐震診断に係る評定書
- 補強設計に係る評定書
- 耐震改修工事に関する設計図書
- 耐震改修工事に要する費用の見積書
- 確認済証又は認定書（該当する場合のみ）
- 耐震改修工事工程表（概要）
- 補強計画が建築基準法関係規定に適合していることが確認できる書類、又は不適合内容及び是正計画の内容が確認できる書類

【除却の場合】

- 耐震診断報告書（概要版）及び耐震診断に係る評定
- 除却に要する費用の見積書 除却工程表（概要）